

那覇市元気向上通所型サービス実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第25条の規定に基づき第7条別表1の通所型サービスA（以下「元気向上通所型サービス」という。）の実施に関して、実施要綱及び那覇市旧介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成29年4月1日施行。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの目的)

第2条 元気向上通所型サービスの対象者が、元気向上通所型サービスを行う者（以下「元気向上通所型サービス事業者」という。）が実施する体操等の機能訓練等のサービスを受けることにより、自立した日常生活を営むことができるようになることを目的とする。

(対象者及び対象者の状況等)

第3条 元気向上通所型サービスの対象者及び想定される対象者の状況等は以下の各号のとおりとする。

(1) 対象者

居宅要支援被保険者及び基本チェックリストの記入内容が、事業対象の基準に該当した者（以下「総合事業対象者」という。）で、介護予防ケアマネジメント等において元気向上通所型サービスの利用が自立支援に資すると判断された者とする。

(2) 対象者の状況等

- ア 身体介助の必要が無く状態が安定している者
- イ 外出の機会が少なく閉じこもりがちな者
- ウ 実施要綱第7条に規定する通所型サービスB、一般介護予防事業その他地域における通いの場等に通うことが困難である者
- エ その他介護予防ケアマネジメント等において、元気向上通所型サービスを利用することにより生活機能の向上及び自立支援が可能であると認められる者

(実施方法)

第4条 元気向上通所型サービスの実施方法は、実施要綱第8条第1項第1号に規定する事業者指定により実施する。

(サービスの内容)

第5条 元気向上通所型サービスの内容は、体操等の機能訓練その他生活機能維持及び自立支援に資する内容とする。

(サービス提供の頻度)

第6条 元気向上通所型サービスの提供の頻度は、あらかじめ地域包括支援センター等による適切なアセスメントにより作成された介護予防サービス計画において、総合事業サービス検討会議若しくはサービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して1週当たりのサービス提供頻度を位置付けるものとし、その提供の頻度は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 週1回程度 月当たり5回まで
- (2) 週2回程度 月当たり10回まで

(利用者の送迎)

第7条 元気向上通所型サービス事業者は、利用者の送迎を行うこと。ただし、利用者が当該元気向上通所型サービス事業を行う事業所へ自ら通うことができる場合や、利用者の家族により送迎を行う場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書きにより利用者の送迎を行わない場合、元気向上通所型サービス事業者は、元気向上通所型サービス計画に送迎に関する留意事項としてその理由を記載しなければならない。

(事業費の額)

第8条 元気向上通所型サービスの事業費は、実施要綱第10条の別表2別紙2に規定する額とする。

(利用者負担)

第9条 サービス利用にあたっての利用者負担は、前条の事業費の額の100分の10に相当する額とする。ただし、サービスの利用者が、第一号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合にあつては、100分の20または100分の30に相当する額とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。